

移動等円滑化取組計画書

令和元年 12月20日

住 所 沖縄県那覇市字安次嶺377-2
事業者名 沖縄都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 美里 義雅

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 整備に関する事項</p> <p>① トイレの洋式化 各駅男女トイレとも、2カ所中1カ所は洋式便座としているものの、バリアフリーを考慮し、完全洋式化に整備計画中。今年度は1駅を実施予定。</p> <p>② 車いす乗降用の固定スロープの設置 延長4駅の開業に合わせて首里駅1・2番線のホームドア更新が予定されているので、そのタイミングに併せて固定スロープを整備する。</p> <p>(2) 旅客支援・教育訓練等に関する事項 サービス介助士の資格について全駅務員取得を目指しているものの、今年度は延長開業による駅員→運転士への転職や新採用が相次ぎ、6割程度の取得率である。現在係員によって介助対応レベルに差があり、特に採用1年未満の若年者の割合が約3割となっており、集合教育の中でお体の不自由な方への具体的な対応方法を早めに教育していく必要がある。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	現在施設及び車両については基準適合済み。

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす乗降用固定スロープ設置	・首里駅のホームドア更新を行うのに合わせて、ホームー車両間の段差を解消するため、首里駅に固定用スロープを設置する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅構内における情報提供の拡充	・全駅ホーム・コンコースに案内表示器を設置し、列車の到着時刻や行き先表示を行う。また災害発生時の避難誘導表示を行う。

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
1. 駅務員の介助技術向上	<ul style="list-style-type: none"> ・年度内に駅務員全員を対象に、視覚障がい者への理解と介助技術についての月例教育を実施し、自信をもった介助とお客様の安全確保につなげる。 ・車いす乗降装置(ラクーブ)を使った乗降のご案内について、係員の操作技術に差があることから、全体教育を実施する。
2. 障がい者当事者からの講演会受講	年度内に当社線ご利用の車いす利用者から、管理駅助役職を対象に日頃のモノレール利用に対する客観的な所感や改善点をお話いただき、今後の介助技術向上に生かしてゆく。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・10月に運賃改定を行うため、点字運賃表全体を更新し、構内見取図に現在位置を加えることや、ピクトによるバリアフリー設備の表記も併せて行う。 ・コンコース/ホーム間のエレベータが1基しかないため、EV保守点検等による使用中止時には、障がい者にとって当該駅での乗降が不可となるケースがある。使用中止時の代替案内対応方を全体教育で振り返る。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
—	—	※今年度より計画

V その他計画に関連する事項

- ・固定スロープ設置については、中長期計画において可動安全柵の更新年度と同時に実施が必須となるため、R 2年度以降を予定。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。